



労働許可証の取得手順と留意点

北陸銀行 国際部
ホーチミン駐在員事務所
所長 山田 太一

1. はじめに

ベトナムに入国し、居住して働くためには2種類の許可を取得する必要があります。1つ目はベトナムに入国し滞在するための許可証である「ビザ」、2つ目はベトナムで働くための許可証である「労働許可証」になります。今回のトピックでは、近年取得するのが困難になっている「労働許可証」の取得手順や留意点について取り上げます。

2. 職位区分の取得要件について

労働許可証の申請にあたっては、関連法規に基づき「職位区分」を適切に選択する必要があります。労働・傷病兵・社会省（以下、労働省）に対して、職位に応じた労働許可証を申請します。留意点として職位区分にはそれぞれ要件がありますので、事前に取得要件を満たしているかどうか確認しておくことが必要になります（表1）。近年、「専門家」の職位区分の労働許可証申請に際して、就労予定業務と学歴との関連性が認められず、労働許可が下りなかったケースが散見されます。

【表1 職位区分と取得要件】






職位区分	要件
管理者	・管理職としての経験が1年以上 かつ 下記①もしくは②を充足 ①現地法人社長、駐在員事務所長など法定代表者 ②企業・組織等の法定代表者から「管理者」として委任を受けた人
専門家	・就労予定業務に関連する勤務歴5年以上 もしくは 下記③かつ④を充足 ③就労予定業務を専門分野とする大学での「学位」を取得 ④就労予定業務に関連する勤務歴3年以上
技術者	・就労予定業務に関連する勤務歴5年以上 ・就労予定業務に関連する勤務歴3年以上 かつ 外国企業で1年以上の訓練受講

3. 労働許可証取得手続きについて

労働許可証の申請には「外国人採用許可申請」と「労働許可証申請」の2つのステップがあります。外国人採用許可申請とは、労働省に対して「外国人労働者の雇用が必要である旨を説明する報告書」を提出し承認を得る手続きのことです。外国人採用許可が承認された後、労働許可証の申請手続きを行うことができます。最近、「専門家」の職位区分において、「外国人採用許可申請」が承認されないケースが急増しており社会問題になっています。なぜ、外国人でなければならないのか（＝ベトナム人ではダメなのか）、労働省に明確な理由を説明し納得してもらう必要があります。

労働許可証取得手続きを行う際は、取得までに3ヵ月程度の期間を見ておく必要があります（表2）。ここ最近、労働許可証の発行が以前と比べて格段に厳しくなったという声を多く聞いており、当行では、労働許可証の発行が必要になるお客さまに対して、専門家に相談することをお勧めしています。

【表2 労働許可証取得の流れ】

タスク	1ヵ月目	2ヵ月目	3ヵ月目	留意点
1.必要書類準備				
2.外国人採用許可申請				審査期間目安：15日間
3.外国人雇用の承認				
4.労働許可証申請				審査期間目安：10日間
5.労働許可証の発行				

4. おわりに

2023年3月20日のVN EXPRESSで、韓国、ヨーロッパ、アメリカの商工会議所の代表者が労働省に対して「労働許可証に関する行政手続きの簡素化」を強く要望している記事が掲載されました。

ベトナムは、これまで以上に外資誘致を進めていく方針であり、運用面の見直しは早晚実施されると思いますが、足元の運用状況は厳しいままであり、随時フォローして参ります。

<ご注意> 文中意見は筆者の個人的見解であり、北陸銀行としての見解の反映ではありません。当レポートは作成時点の経済状況に基づき、情報提供のみを目的に作成したものです。記載内容については、ご利用者の判断と責任のもと、ご利用くださいますようお願いいたします。

ほくりく長城会

海外ビジネス情報

発行：北陸銀行 ほくりく長城会事務局
〒920-0024 金沢市西念1-1-3 コンフィデンス4F
((株)人材情報センター内)
TEL: (076)254-6500 FAX: (076)254-6565
E-mail: info@chojo-hokugin.jp